

加工貿易原材料に係る輸入割当証明書の取扱いについて

輸入注意事項39第5号 (39:3.31)

改正①輸入注意事項56第56号 (56.6.4)

加工貿易原材料として輸入割当が行われる場合の輸入割当証明書の取扱いについては、下記によることとし、昭和39年4月1日から適用します。なお、昭和31年12月28日付け輸入注意事項31第35号 (加工貿易原材料外貨資金割当証明書の取扱いについて) は廃止します。ただし、昭和39年3月31日以前に交付を受けた外貨資金割当証明書の取扱いについては、なお従前の例によります。

記

加工貿易原材料 (加工貿易原材料として特別の輸入割当が行われる貨物に限る。) について輸入割当を受けた加工業者の属する団体から委託を受けた者が当該割当てに係る貨物を輸入しようとする場合には、輸入貿易管理令第9条第1項ただし書の規定に基づき昭和55年11月通商産業省告示第541号により委託輸入が認められることになっていますが輸入割当てを受けた者が、加工業者又は加工業者の属する団体であることを明確にするため、加工貿易原材料に係る輸入割当証明書には、次の表示を付することとします。①

- 1 加工業者及び加工業者の属する団体に対する輸入割当証明書には、証明書の右上欄外に㉑の朱印及び㉒の朱印を押印する。

- 2 輸入業者に対する輸入割当証明書には、証明書の右上欄外に㉑の朱印及び㉒の朱印を押印する。

したがって、㉑、㉒の印がある輸入割当証明書記載の名義人から他の者が輸入の委託を受けて当該貨物を輸入しようとする場合は、輸入貿易管理令第9条第1項ただし書の規定による確認を受けることを要しませんが、㉑、㉒の印のある輸入割当証明書記載の名義人から他の者が輸入の委託を受けて当該貨物を輸入しようとする場合は、同項ただし書の規定による個々の確認を受けることを要します。